

政適委第366号  
平成27年12月22日

登録政治資金監査人 各位

政治資金適正化委員会  
委員長 伊藤鉄男



### 政治資金監査の質の向上に係る取組について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当委員会では、「政治資金監査の質の向上に係る取組について」（平成26年12月15日付け政適委第400号）でお知らせしたとおり、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から登録政治資金監査人の皆様を対象とした個別の指導・助言の取組を実施することとしております。この指導・助言は、政治資金監査の更なる質の向上を図るための注意喚起として行うものです。

去る12月22日に開催された平成27年度第4回政治資金適正化委員会において、個別の指導・助言の対象を決定しました。（別添「平成27年度第4回政治資金適正化委員会資料」を参照）

今般、該当する登録政治資金監査人の方々に対し文書により個別の指導・助言を行ったところですが、政治資金監査の更なる質の向上を図るため、登録時研修を修了したすべての登録政治資金監査人の皆様に対して、個別の指導・助言の対象とした事例について、下記のとおりお知らせします。

また、今回、個別の指導・助言の対象とはしておりませんが、個別の指導・助言の対象とした事例以外で、都道府県選挙管理委員会及び総務省から報告を受けた事例を下記に併せてお知らせします。

政治資金監査は、法令及び政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）に基づき適確に行う必要があります。下記のような事例が生じないよう、この機会に改めて、政治資金監査に関する研修テキスト（平成25年6月改定版）、これに掲載しております政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストをご覧ください、引き続き適確な政治資金監査の実施に努めていただきますようお願い申し上げます。

また、同日の当委員会において、平成27年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査について、本取組を継続して実施していくこととしましたので、重ねて本取組へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 個別の指導・助言の対象とした事例

収支報告書（支出に係る分に限る。以下同じ。）について、都道府県選挙管理委員会の最初の受付時に当該収支報告書上で金額の不整合（計算誤り、表間不突合等）があった。

2. 今回、個別の指導・助言の対象とはしていないが、都道府県選挙管理委員会及び総務省から報告のあった事例

(1) 政治資金監査報告書に関するもの

- ・ 登録番号が誤っていた。
- ・ 「1 監査の概要」(1)で監査対象期間が「平成27年」となっていた。
- ・ 主たる事務所以外で監査が行われているが、住所の記載がなかった。
- ・ 政治資金監査報告書上で矛盾した記載があった(支出がないのに領収書等が保存等されていた旨の記載等)。

(2) 収支報告書に関するもの

- ・ 収支報告書と領収書等の写しが整合的でなかった。
- ・ 領収書等の写しに不備があった。

政治資金適正化委員会事務局

TEL: 03-5253-5598

FAX: 03-5253-5584

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp